

長野市監査委員告示11号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成25年9月5日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	松 木 茂 盛
同	高 野 正 晴

## 第1 監査の範囲

平成24、25年度における財務に関する事務及びその他の事務

## 第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
地域振興部 篠ノ井支所、川中島支所、若槻支所、小田切支所、 豊野支所、古牧支所、三輪支所  保健福祉部 山王保育園、東部保育園、昭和保育園、豊野さつき保育園、 豊野みなみ保育園、豊野ひがし保育園  教育委員会 古牧公民館、若槻公民館、豊野公民館、 古牧小学校、長沼小学校、若槻小学校、徳間小学校、 篠ノ井東小学校、篠ノ井西小学校、信里小学校、 昭和小学校、下氷鉋小学校、豊野西小学校、豊野東小学校、 篠ノ井東中学校、篠ノ井西中学校、豊野中学校	平成25年4月8日から 8月28日まで

## 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況について、抽出による実地監査を実施した。

特に重点項目として、「現金の取扱い及び調定事務について」を新たに定め、平成23年度から継続している「団体事務における預金通帳及び印鑑等の保管状況について」と合わせた2項目について重点的に監査を行った。

## 第4 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

### 1 重点項目

#### (1) 預金通帳と印鑑の管理を適切に行うべきもの

各所属が会計事務を取り扱っている団体等について、各団体等の預金通帳の管理者及び通帳印の管理者を確認したところ、同一人により管理を行っていた。

預金通帳と通帳印は、管理者及び保管場所を分け、鍵のかかる場所で管理するとともに、預金の引出しの際には複数人による確認を行うよう徹底されたい。

#### (2) 収納料金の払い込みを適正に行うべきもの

コピー使用料について、1万円を超える現金を所属で保管し、月末に1か月分をまとめて金融機関等へ払い込みを行っていた。

長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1か月ごと、ただし収納金額が1万円を超える場合には速やかに調定し金融機関等へ払い込むこととされている。

手引に基づき適正な収納事務をされたい。

### 2 支出事務

#### (1) 補助金の取扱いを適切に行うべきもの

小中学校図書館運営費補助金の交付対象は、学校図書館職員の賃金であり、原則、学校は図書館職員に毎月支払うこととされている。

学校教育課から学校へ4月19日に補助金が交付されているが、4月・5月分をまとめて5月に支払っていた事例、1月・2月分をまとめて2月に支払っていた事例があった。

また、収入伺いが作成されていない事例、司書給与の支出伺いが作成されていない事例があった。

交付された補助金については、適切な事務処理に努められたい。

【古牧小学校・篠ノ井東中学校・豊野中学校】

**(2) 確認検査を適正に行うべきもの**

業務委託契約について、監督職員と同一人が検査職員として確認検査を実施していた。  
長野市契約規則第52条では、監督職員及び検査職員の兼職を禁止している。

契約規則に基づき、適正な検査を徹底されたい。

**【川中島支所・豊野支所】**